

泉大津市介護予防いきいきポイント事業
施設対応マニュアル

◆はじめに

令和7（2025）年には、いわゆる団塊の世代がすべて75歳以上の後期高齢者となり、今後ますます単身高齢者世帯や高齢者夫婦のみの世帯、認知症高齢者の増加が見込まれています。

このような社会情勢の中、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築が求められています。

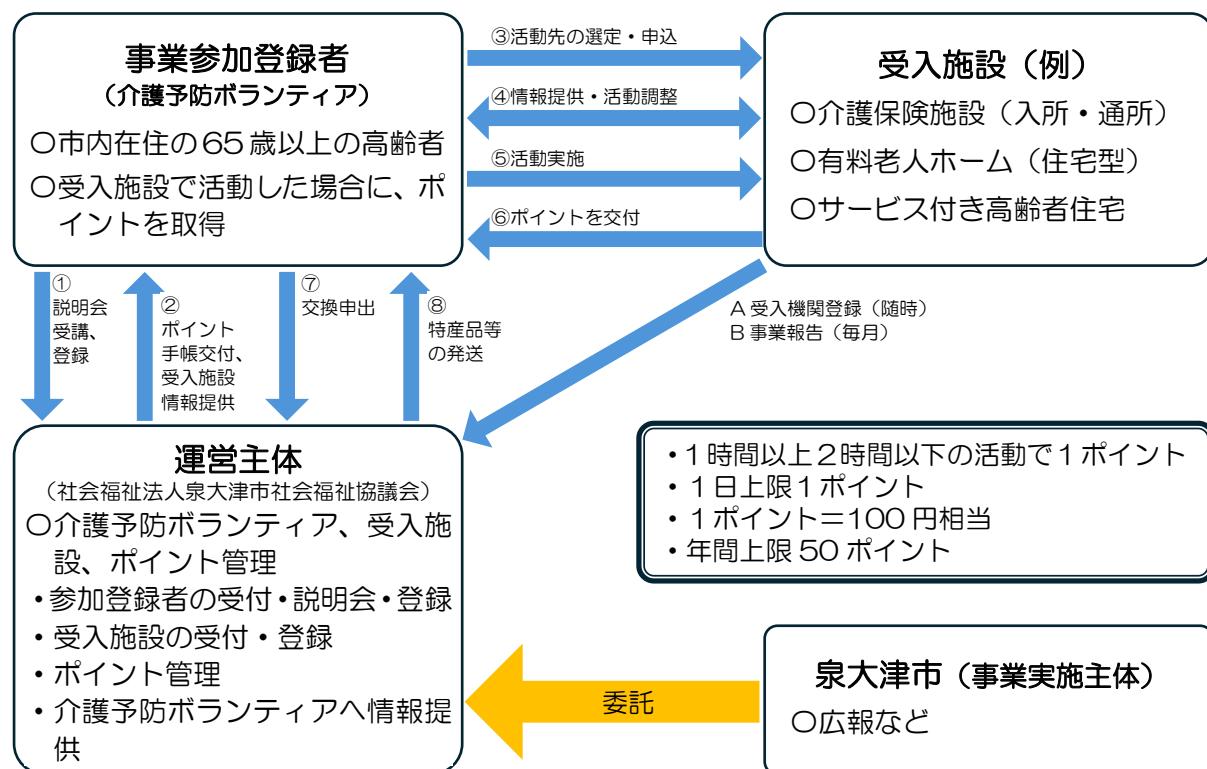
また、地域には元気な高齢者が多く暮らしており、その方々が社会の担い手として活躍できる場を整えることが、高齢者自身の生きがいづくりや介護予防につながるとともに、支援が必要な高齢者を地域全体で支える体制づくりにもつながります。

このような背景を踏まえ、泉大津市では、高齢者の外出機会や地域での社会参加を推進することを目的として、「介護予防いきいきポイント事業」を開始しました。

本資料は、本事業にご協力いただけた受入施設の皆さま向けに、事業の概要や手続きの流れ、活動時の留意点などをまとめたものです。高齢者の活躍の場を広げるため、趣旨をご理解いただき、事業の推進にご協力いただきますようお願い申し上げます。

◆介護予防いきいきポイント事業とは

市内在住の65歳以上の高齢者が、介護施設などのボランティア活動を通じて地域に貢献していただき、その活動に応じてポイントを取得し、特産品等に交換できる仕組みです。高齢者にとっては外出の機会の増加、社会的役割ややりがいを得る機会をもつことで生きがいづくりや介護予防につなげることを目的にしています。



（1）受入施設として登録

- ①「受入施設登録申請書」をご提出いただき、受入施設登録完了後、社会福祉協議会から、「受入施設登録通知書」「受入施設のための介護予防ボランティア受入れハンドブック」「施設対応マニュアル（本資料）」「介護予防いきいきポイント手帳（見本）」「事業ポスター」「ステッカー」「スタンプ」等をお送りします。
※事業ポスター、ステッカーは、施設の出入り口付近に掲示していただきますよう、ご協力よろしくお願いします。
- ②「事業報告（月報）様式」「事業報告（月報）様式作成マニュアル」及び、「情報提供シート」をメールにて送付します。
- ③社会福祉協議会のホームページに受入施設一覧表を掲載します。

(2) 介護予防ボランティアの受入

①日時や内容の調整

介護予防ボランティアや社会福祉協議会から活動を希望する受入施設等へ連絡を行います。活動日時や内容について調整をお願いします。

②受入準備

受入施設等の職員の皆さんに事業の趣旨・目的等をご理解いただくとともに介護予防ボランティアの荷物置き場や休憩場所等のご配慮をお願いします。

③活動にあたっての事前説明など

介護予防ボランティアには、介護予防いきいきポイント事業について（手続方法含む）、活動する際の留意点・心構え等、登録時説明会で基本的な内容について説明しています。その他各施設における留意点などあれば、活動を始める前にご説明いただることになりますが、ポイントの対象時間に含まれません。

④受入登録施設での活動

ポイントの対象となる活動は、受入施設等の職員とともにおこなう軽易な活動で、概ね次のとおりです。

1. 話し相手
2. 行事、レクリエーションの運営・補助
3. 囲碁・将棋などの相手
4. 外出（散歩等）の見守り（身体介助を伴わないもの）
5. 食事配膳・下膳の補助
6. 掃除（軽微なもの）
7. 花壇の水やり等
8. その他 1～7に準ずる活動

■■注意■■

- ①利用者に直接触れる活動などの施設職員が本来担うべき業務
- ②介護予防ボランティアが家族のためにおこなう活動
- ③別に報酬を受けておこなう活動
は、本事業の対象外です。
(例)・介護保険施設でトイレ介助を依頼する。
・送迎車の運転を依頼する。

⑤活動の評価・ポイントの押印

活動登録者がポイントの対象となる活動をおこなった際に、介護予防ボランティアが持参している「介護予防いきいきポイント手帳」に活動日のポイントスタンプを押印してください。



※掲載している手帳の画像は作成中のものです。今後、デザインや内容に変更が生じる場合があります。

ポイント数：1時間以上2時間以下を標準に、1日の上限は1ポイント

※同日に複数施設で活動しても、上限は1日1ポイントまで（押印の際は、日付を確認してください。）

（3）事業報告（月報）の提出

- ・エクセルシートに入力し、翌月10日までに社会福祉協議会あてにメールで送付してください。作成方法等については、入力マニュアル（後日メール予定）を参考にしてください。
- ・介護予防ボランティアが特產品等と交換する際の保有ポイントの確認はこの事業報告（月報）でおこないますので、ポイント手帳の押印と月報の内容は相違がないようご注意ください。
- ・活動実績のない月についても必ず報告してください。

（4）登録内容の変更等

- ・情報提供シートの変更については、変更したデータをメールにて送付してください。
- ・受入施設等として登録事項に変更が生じた場合や受入を中止したい場合は、受入施設登録内容変更届、受入施設登録取消申出書を提出してください。

◆ポイントのしくみ

- ・対象となる活動を行った場合に、活動実績に応じてポイントが貯まり、貯めたポイントは特產品等と交換することができます。
- ・介護予防ボランティアから社会福祉協議会に交換申請があった場合、受入施設からの事業報告（月報）のポイント数を元に手続きを行います。
- ・ポイントは1月～12月までの1年間蓄積でき、上限は年間50ポイント（5,000円相当）です。
- ・ポイントの交換期限は、活動した日が属する年の翌年3月末までとし、交換期限を過ぎたポイントは無効（失効）となります。ただし、本事業開始年（2025年）に蓄積したポイントのみ、翌年へ引き継ぐことができます。
- ・年間で交換できるポイントは50ポイント、1日に貯められるポイントは1ポイントの上限があります。
- ・「介護予防いきいきポイント手帳」のスタンプの押印欄が満杯になった場合でも、押印期間内は手帳を発行しません。（年間1冊のみ）

◆事故時の対応等

介護予防いきいきポイント事業での活動中に事故が発生した場合は、速やかに社会福祉協議会へご連絡ください。

○ボランティア活動保険

介護予防ボランティアは、自動的にボランティア活動保険に加入しています。この保険は、活動中（介護予防いきいきポイント事業での活動中に限る）に起こりうる事故を対象にしたもので、賠償責任補償と傷害補償がセットになっています。

①賠償責任補償

介護予防いきいきポイント事業での活動中に、介護予防ボランティアの過失により他人にけがを負わせたり、他人の物を壊してしまったりした場合、介護予防ボランティアが被害者から損害賠償を求められ、法律上の賠償責任を負った際に保険金が支払われます。

②傷害補償

介護予防いきいきポイント事業での活動中に発生した急激かつ偶然な外来の事故によって、介護予防ボランティアが死亡・負傷した際に保険金が支払われます。

(2025年度版)

保険の種類			A プラン
① 賠償責任 補償	支払 限度額	身体障害・財物損壊共通 (1事故につき)	5 億円
		人格権侵害	
② 傷害補償	保険 金額	死亡・後遺障害	1,000 万円
		入院保険金（日額）	5,500 円
		手術保険金	入院中に受けた手術の場合 入院保険金日額×10倍=手術保険金の額 入院中以外の手術の場合 入院保険金日額×5倍=手術保険金の額
		通院保険金（日額）	2,000 円
	特約	特定感染症による後遺障害、 入院保険金・通院保険金	あり
		特定感染症による葬祭 費用保険金	300 万円限度

※事故の状況によって補償ができない場合もあります。

詳しくは、大阪府社会福祉協議会ホームページをご参照ください。

(<https://www.osakafusyakyo.or.jp/hoken/volunteer/index.html>)



介護予防いきいきポイント事業についての問合せ先

【運営主体】

社会福祉法人泉大津市社会福祉協議会 ボランティアセンター
〒595-0026 泉大津市東雲町9-15 市立総合福祉センター内
TEL 0725-23-1393（代表）
FAX 0725-23-1394
メール ikipoint@syakyou.or.jp
ホームページ <http://www.syakyou.or.jp/ikipoint>

泉大津市社会福祉協議会は泉大津市介護予防いきいきポイント事業（担当：高齢介護課）の受託事業者です。

令和7年7月現在